

滋 賀 の 男 女 共 同 参 画
(平成 27 年度 年次報告)

平成 2 8 年 1 2 月

滋 賀 県

はじめに

滋賀県では、平成 14 年 4 月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を施行し、平成 23 年 3 月には、男女共同参画社会基本法および条例に基づき、「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」を策定し、取組を進めてきました。

平成 28 年 3 月には、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や関係法令の改正等の動きを踏まえ、新たに「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～パートナーしがプラン 2020～」を策定しました。

本書は、条例第 19 条に基づき、男女共同参画計画に掲げる施策の平成 27 年度実績と平成 28 年度の事業概要を取りまとめて、男女共同参画施策の実施状況について明らかにするとともに、各種統計データにより、滋賀県の男女共同参画の推進状況を明らかにしたものです。

本県の状況をみますと、固定的な男女の役割分担意識にとらわれない人の割合は半分程度にとどまるなど、より一層の取組が必要です。また、重要な方針を決定する場に参画している女性は、行政、事業者、民間団体などの分野をとってもまだまだ少なく、男性が家庭や地域の活動に十分参画できていない状況がうかがわれます。

女性が持てる力を発揮し、活躍することを通して社会の活力の維持向上につなげていくためには、男女が共に仕事と生活の調和がとれた生活ができるよう環境を整えていくことが、重要な課題となっています。

女性も男性も、一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮して、喜びを共に享受し、共に責任を担いながら、互いに生きがいを持って意欲的に暮らせる男女共同参画社会の実現は、わたしたちみんなの願いです。

県民の皆さまも、それぞれの立場で、主体的かつ日常的な男女共同参画推進の取組に、本書をお役立ていただければ幸いです。

目 次

| | |
|--|----|
| I. 統計で見る男女共同参画の状況 | 1 |
| 1. 人口、人口動態 | 3 |
| 2. 女性の参画 | 8 |
| 3. 男女共同参画に関する意識 | 11 |
| 4. 家庭 | 15 |
| 5. 労働 | 16 |
| 6. 相談 | 20 |
| 7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） | 23 |
| II. 平成27年度新パートナーしがプラン進捗状況 | 27 |
| 滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～の体系 | 29 |
| 各重点目標の主な取組 | |
| 重点目標Ⅰ：家庭・地域における男女共同参画の推進 | 30 |
| 重点目標Ⅱ：働く場における男女共同参画の推進 | 35 |
| 重点目標Ⅲ：男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重 | 40 |
| 重点目標Ⅳ：男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立 | 44 |
| 重点目標Ⅴ：政策・方針決定過程への女性の参画促進 | 48 |
| 新パートナーしがプラン数値目標の到達状況 | 51 |
| 滋賀県女性の公職参画状況 | 52 |
| III. 市町における男女共同参画推進状況 | 53 |